

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年12月1日

名古屋市上下水道局長 横地 玉和

1 入札に付する事項

(1) 件名

名古屋市上下水道局用地の貸付

(2) 物件の表示

物件 番号	所在地番	地目	貸付地積 (㎡)	予定価格 (最低貸付月額) (円)	入札保証金 (円)
1	千種区自由ヶ丘一丁目 53番11、54番28	宅地	1,157.55	244,654	668,000
2	千種区高見二丁目102番	水道用地	82	22,500	67,500
3	東区豊前町1丁目12番 3、13番4、5のうち	水道用地 宅地	512.00	185,328	506,000
4	西区万代町2丁目26番 のうち	水道用地	102.12	23,399	64,000
5	昭和区田面町1丁目 46番、47番のうち	水道用地 宅地	約684	170,971	467,000
6	瑞穂区明前町2004番、 2005番のうち	水道用地 雑種地	約1,360	290,400	317,000
7	熱田区神宮四丁目 901番のうち(北側)	宅地	約970	138,160	166,000
8	中川区玉船町一丁目 1番1のうち	水道用地	1,206.59	229,600	627,000
9	中川区二女子町4丁目 50番	水道用地	861	120,583	329,000
10	港区品川町2丁目70番 1のうち	水道用地	約123	10,112	31,000
11	港区船頭場五丁目809番 のうち	宅地	約210	16,839	51,000
12	港区当知一丁目601番2	水道用地	2,625	306,000	918,000

13	名東区極楽五丁目 117 番	宅地	756.24	147,638	162,000
14	天白区植田東二丁目 1502 番	雑種地	221	54,824	150,000

(3) 用途の制限

- ア 政治的又は宗教的用途に供し、又は供させてはならない。
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に供し、又は供させてはならない。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの用途に供し、又は供させてはならない。
- エ 公序良俗に反する用途に供し、又は供させてはならない。
- オ 周辺環境を損なうおそれがある用途に供し、又は供させてはならない。
- カ （物件番号1～6、8、9、12～14）平面駐車場及びそれに付随する自動販売機の設置等以外の用途
- キ その他適当ではないと当局が判断した用途に供し、又は供させてはならない。
- ク 第三者をしてアからキの用途に使用させることはできない。
- ケ 借地借家法（平成3年法律第90号）第25条に規定する一時使用目的の借地権が適用される場合を除き、建物を設置してはならない。

(4) 貸付期間

（物件番号1～5、8～12、14）

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

（物件番号6、7、13）

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、個人又は法人とする。ただし、次の各号のいずれかに掲げる者を除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167号の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過していない者（当該事実と同一の事由により名古屋市上下水道局指名停止要綱（平成15年3月11日上下水道局長決裁）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生手続開始後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた者を除く。）

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、当該参加資格があるとの認定を受けた者を除く。）
- (6) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がある者
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市上下水道局における公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成28年11月11日制定）に基づく排除措置を受けている者
- (8) 次の税を滞納している者
 - ア 本市の市民税及び固定資産税
 - イ 消費税及び地方消費税
- (9) その他入札案内書記載の貸付条件および法令などを遵守できない者

3 契約条項を示す場所、入札参加申込書及び入札説明書配布期間等

契約条項は、入札説明書において示すものとし、入札参加申込書及び入札説明書は次の各号に掲げる配布期間及び配布場所にて配布する。

- (1) 配布期間
令和5年12月1日（金）から令和5年12月25日（月）まで
- (2) 配布場所
名古屋市上下水道局公式ウェブサイト

4 入札参加申込受付期間及び受付場所

入札の参加申し込みは郵送により行うこととし、以下の受付期間内に、以下の受付場所に到達したもののみを受け付ける。

- (1) 受付期間
令和5年12月1日（金）から令和5年12月25日（月）まで
- (2) 受付場所
名古屋市上下水道局資産活用課
住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所西庁舎7階

5 入札受付期限及び受付場所

入札は郵送により行うこととし、以下の受付期限までに、以下の受付場所に到達したもののみを受け付ける。

- (1) 受付期限
令和6年2月8日（木）

(2) 受付場所

名古屋市上下水道局資産活用課

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎7階

6 開札の日時及び場所

開札は、以下の日時及び場所に、この入札事務に関係のない職員の立ち会いのもと行う。

(1) 日時

令和6年2月14日（水）午後1時00分から

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市役所西庁舎2階 企業局入札室

7 落札者の決定方法

予定価格（最低貸付価格）以上で、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

8 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

単価（貸付月額）で定める。

(2) 入札保証金に関する事項

本公告に係る入札に参加しようとする者は、入札に先立ち、指定する額の入札保証金を事前に納付しなければならない。なお、落札者が契約を締結する権利を放棄したとき又は入札説明書に記載された契約締結期限内に正当な理由がなく契約を締結しないときは、その者が納付した入札保証金は名古屋市上下水道局に帰属するものとする。

(3) 契約保証金に関する事項

落札者は、契約締結日までに契約保証金（貸付料の6か月分）を納付しなければならない。なお、契約保証金は、契約条項に違反等がない場合は貸付物件の明渡し完了後に還付するが、名古屋市上下水道局に対する未払の貸付料等がある場合には、本契約に基づいて生じた一切の債務を控除した残額を還付するものとする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 本公告に定めのない事項

入札申込に必要な書類、契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札説明書に記載するものとする。